別紙1

照明許可基準　【現地測定調査を踏まえた修正案】

１．照明規制の対象

可変表示型屋外広告物　常時表示の内容を変えることができるもの及び点滅するもの

２．許可基準及び適用地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 許可基準 | 適用される区域 |
| 可変表示型屋外広告物 | 原則として禁止する。（0.5㎡以下及び両面の場合1面0.25㎡以下、かつ輝度2000cd／㎡以下は適用除外とする。） | 禁止区域（第一種低層住居専用地域を含む）並びに第二種低層住居専用地域及び周辺50m以内の区域 |
| 大きさは、30㎡以下及び両面の場合1面15㎡以下とすること、かつ輝度は2000cd/㎡以下とすること。（輝度1000cd/㎡以下であれば、面積基準は適用除外とする。） | 第一種中高層住居専用地域第二種中高層住居専用地域第一種住居地域第二種住居地域の区域及び周辺50m以内の区域並びに市街化調整区域 |

○輝度は1000ｃｄ/㎡以下だが、大きさが30㎡以上あり、見た目もかなり派手なものがあった。（パチンコ店、スーパーなど）

●面積適用除外規定ははずす。

○100ｍ離れると住居系地域から照明が見えない。

●照明が見える範囲として、道路幅員（幹線道路で20ｍ～30ｍ）＋（沿道敷地）50ｍが妥当

○現地測定調査の結果、予想していたほど輝度は高くなかった。

○総じて、白色系は輝度が高く、赤色系は見た目が派手でも輝度は低い。

●2000ｃｄ/㎡に基準を強める

《参　考》

* ＣＩＥ（国際照明委員会）による「屋外照明による障害光抑制ガイド（2003）」

（環境省　「光害対策ガイドライン」による）

ＣＩＥの環境区域

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域 | 環境 | 光環境 | 例 |
| Ｅ１ | 自然 | 本来暗い | 国立公園、保護された場所 |
| Ｅ２ | 地方 | 低い明るさ | 産業的又は居住的な地方領域 |
| Ｅ３ | 郊外 | 中間の明るさ | 産業的又は居住的な郊外領域 |
| Ｅ４ | 都市 | 高い明るさ | 都市中心と商業領域 |

* 障害光を抑制するための照明技術特性値の許容最大値（ＣＩＥ　150-2003　抜粋）

過剰に照明された建築物の壁面と看板

　　 建築物壁面と平均輝度の最大許容値（単位：ｃｄ／㎡）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | Ｅ１ | Ｅ２ | Ｅ３ | Ｅ４ |
| 建物表面の輝度（Ｌｂ） | 平均照度×反射率／πより求める | ０ | ５ | １０ | ２５ |
| 看板の輝度（Ｌｓ） | 平均照度×反射率／πより求める又は、自発光しているものの輝度 | 50 | 400 | 800 | 1000 |